

## 令和8年度精華町女性活躍推進型事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本実施要領は、令和8年度精華町女性活躍推進型事業業務委託にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度精華町女性活躍推進型事業

#### (2) 業務内容

別紙「令和8年度精華町女性活躍推進型事業業務委託提案仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

#### (4) 業務委託料の上限額

1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

### 3. プロポーザルに係る日程（予定）

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 実施要領の公表   | 令和8年4月7日（火）                          |
| (2) 質問受付期限    | 令和8年4月15日（水）正午まで                     |
| (3) 質問回答公開    | 令和8年4月17日（金）午後3時以降                   |
| (4) 参加申込受付期間  | 令和8年4月7日（火）から<br>令和8年4月21日（火）午後4時まで  |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年4月30日（木）正午まで                     |
| (6) 審査        | 令和8年5月8日（金）から<br>令和8年5月13日（水）の範囲内で設定 |
| (7) 結果通知予定日   | 令和8年5月19日（火）を予定                      |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 精華町における競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者（会社更生法にあつては更生手続き開始の決定、民事再生法

にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。) でないこと

- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (6) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 精華町の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。

## 5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、電子メール及びFAXにより様式第1号「質問書」にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先 精華町役場 住民部 人権啓発課  
電子メール：jinken@town.seika.lg.jp  
FAX：0774-95-3974  
TEL：0774-95-1919  
※FAXにおいては、送信後、必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 受付期間 令和8年4月15日（水）正午まで
- (3) 回答方法 令和8年4月17日（金）午後3時以降に、全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、個別の回答は行わない。

## 6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：様式第2号「プロポーザル参加申込書」、様式第3号「プロポーザル参加申込受付票」
- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70  
精華町役場 住民部 人権啓発課
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）
- (4) 提出期限：令和8年4月7日（火）から令和8年4月21日（火）午後4時まで【必着】  
（来庁の場合：午前9時から午後4時まで、但し正午から午後1時を除く）

## 7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類  
①企画提案書（様式第5号提案書（審査項目①～⑩）、様式第6号提案書（年間スケジュール）を使用すること、枠の削除、図や写真の使用は可。）  
正本1部 副本5部 計6部

②会社概要や業務実績が分かる書類（様式任意、会社パンフレットも可） 6部

③見積書（様式第7号、※任意様式可） 1部

※見積書には、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

※記載金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）とすること。

※見積金額の詳細が分かる内訳書を添付すること。内訳書は、人件費（報酬、給料及び職員手当等）、報償費（講師費用等）、旅費、交通費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、報酬、共済費等、改修費、など諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税は、税率10%で算出すること。

※講師謝金については講演等1回につき30万円を超えないこと。

④ワークライフバランス等にかかる認定企業であることが確認できる書類 1部

※えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業である場合は、そのことが確認できる資料を提出すること。（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

(2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70

精華町役場 住民部 人権啓発課

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。

(4) 提出期限：令和8年4月30日（木）正午【必着】

(5) その他

①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

## 8. 優先交渉事業者の選定

(1) 企画提案書の提出後に、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。本実施要領9及び町が想定する予算の範囲内で優先交渉事業者を選定する。結果については、優先交渉事業者に通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングは令和8年5月8日（金）から5月13日（水）の範囲内で実施する。提案説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うこととする。開催場所、時間等については別途連絡する。プレゼンテーションの時間は1社あたり15分とし、ヒアリングの時間を10分程度とする。提案説明の際、パソコン等が必要な場合は参加事業者にて準備すること（会場モニターと持ち込みパソコンをHDMIケーブルで接続することにより投影が可能）。プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には参加者を失格とする。

(2) 企画提案書において、虚偽記載等があった場合や法人・団体の信頼性を疑うに足りる重大な事実が判明した場合は、優先交渉事業者の決定を取り消す場合がある。

(3) 選定された優先交渉事業者は、本要領及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければならない。

- (4) 応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は様式第8号参加辞退届を提出すること。
- (5) 優先交渉事業者として決定後の辞退は、本町の男女平等参画の推進に大きな支障を来たすため、原則として認めない。

## 9. 審査方法・内容

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

### (1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。

### (2) 審査基準

優先交渉事業者の選定は、以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査事項	評価項目	配点 (点)
業務実施体制	1	実施体制	本事業を実施するにあたり、確実に遂行できる体制であるか。委託者と意思疎通が図れる体制となっているか。	5
	2	本事業に関する実績	本事業に関する十分な支援ノウハウ、実績を有しているか。	5
	3	個人情報の取り扱い	個人情報の取扱いに関する方針、守秘義務に関する取組、個人情報の漏えい等の防止策は具体的なものか。	5
	4	危機管理・トラブル対応等の取り組み	本事業を実施する上での危機管理体制やトラブル対応等の適切な措置がなされているか。	5
	5	情報発信・啓発に関する内容	情報発信・啓発に関して、具体的かつ実効性のある計画や方法が立てられているか。	5
企画提案内容	6	講座に関する内容	対象者のニーズを把握し、それに合った講師選定や魅力的な内容となっているか。誰もが参加しやすいように工夫されているか。	10
	7	企業見学に関する内容	募集人数設定や当日の移動やスケジュールは実施可能なものとなっているか。	10
	8	交流会に関する内容	参加者が起業や事業所(者)と積極的に交流を行える工夫がされているか。交流会で出た意見をまとめ報告できる体制となっているか。	10
	9	独自性に関する内容	仕様書に定めた事項以外で、本事業を遂行する上で効果的な独自提案があるか。	10
ンス ワーク ライフ バラ	10	認定事業者の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えるぼし認定企業</li> <li>・くるみん認定企業</li> <li>・ユースエール認定企業</li> </ul> ※認定なし0点、1つ1点、2つ3点、3つ5点	5

見積価格	11	価格評価	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×30点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	30
合計				100

※プロポーザル審査の実施順は厳正なる抽選により決定する。

※最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を優先交渉事業者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。

※提案者が1社の場合もプロポーザルは実施するが、価格評価は行わないこととする。ただし評価結果において企画点が最低基準を満たさない場合は優先交渉事業者としない。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

## 10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した優先交渉事業者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本町と優先交渉事業者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合は選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

## 11. 連絡先

精華町 住民部 人権啓発課 男女共同参画係

TEL：0774-95-1919

FAX：0774-95-3974

電子メール：jinken@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70